

奈良市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づく、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

このことに異議のある登記関係者等は、公告期間内に申し出てください。

令和7年3月26日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
名称：鹿野園町自治会
区域：奈良市鹿野園町1000番地の1、1212番地の1、1584番地の2を
除く鹿野園町全域並びに鉢伏町全域
主たる事務所の所在地：奈良市鹿野園町337番地
- 2 申請不動産に関する事項
【別表1】のとおり
- 3 公告期間 告示日から3ヶ月間
令和7年3月26日から令和7年6月26日まで
- 4 異議を述べることができる者の範囲
異議を述べることができる登記関係者等は、上記不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者
- 5 異議を述べる方法
奈良市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。
- 6 異議申出書の提出先
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民部地域づくり推進課

【別表 1】申請不動産一覧表

土地

所在地	登記地目	登記地積	所有者
鹿野園町 145 番	山林	99 m ²	持分はいずれも 9 分の 1
鹿野園町 182 番 2	田	19 m ²	今西 最次郎・鹿野園町 402 番地
鹿野園町 182 番 3	田	36 m ²	奥田 久次・鹿野園町 11 番屋敷
鹿野園町 332 番 2	宅地	291.76 m ²	里脇 留吉・鹿野園町 186 番地
鹿野園町 337 番	宅地	188.42 m ²	辻中 未吉・鹿野園町 351 番地
鹿野園町 479 番 2	田	95 m ²	山中 鹿藏・鹿野園町 346 番地
鹿野園町 630 番	山林	69 m ²	竹中 幸三郎・鹿野園町 241 番地
鹿野園町 940 番	原野	238 m ²	松井 鶴次郎・鹿野園町 341 番地
鹿野園町 1246 番 1	山林	310 m ²	松井 喜一郎・鹿野園町 467 番地
鹿野園町 1246 番 2	山林	234 m ²	西久保 長治・鹿野園町 668 番地
鹿野園町 1246 番 3	山林	33 m ²	
鹿野園町 1452 番	原野	23 m ²	
鹿野園町 1187 番 1	山林	158 m ²	持分はいずれも 15 分の 1 鹿野忠蔵・鹿野園町 7 番地 大西国松・鹿野園町 今西仙太郎・鹿野園町 山中嘉七・鹿野園町 里田嘉藏・鹿野園町 里田久吉・鹿野園町 安井徳三郎・鹿野園町 安井文次郎・鹿野園町 里脇又五郎・鹿野園町 松井源三郎・鹿野園町 山中茂七・鹿野園町 筒井常五郎・鹿野園町 山中樗三郎・鹿野園町 山中久五郎・鹿野園町 鹿野武市郎・鹿野園町
鹿野園町 1187 番 3	山林	46 m ²	持分はいずれも 15 分の 1 鹿野忠蔵・鹿野園町 7 番地 大西国松・鹿野園町 今西仙太郎・鹿野園町 山中嘉七・鹿野園町 里田嘉藏・鹿野園町

			里田久吉・鹿野園町 安井徳三郎・鹿野園町 安井文三郎・鹿野園町 里脇又五郎・鹿野園町 松井源三郎・鹿野園町 山中茂七・鹿野園町 筒井常五郎・鹿野園町 山中樞三郎・鹿野園町 山中久五郎・鹿野園町 鹿野武市郎・鹿野園町
--	--	--	--